

#### 4.4 商法（運送・海商関係）改正への対応

商法の一部である運送・海商分野は、明治 32(1899)年の制定以降実質的な見直しが行われていないことから、平成 26(2014)年 4 月より法制審議会商法(運送・海商関係)部会において商法の現代化に向けた検討が開始された。約 2 年間におよぶ審議の結果、平成 28(2016)年 2 月 12 日の法制審議会総会において要綱が決定し、同日法務大臣へ答申された。その後、10 月 18 日に「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されたが、平成 29(2017)年 3 月 31 日時点では審議に至っていない。